鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第28号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の 表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改 め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後 改 正 前

(災害危険区域内における建築の制限)

第3条 災害危険区域内においては、住居の用に供す 第3条 災害危険区域内においては、住居の用に供す る建築物を建築してはならない。ただし、知事(地 方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の 規定により知事の権限に属する事務が委任されてい る場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県総合事 務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条 に規定する総合事務所長。以下同じ。) が建築物の 構造若しくは敷地の状況又は災害を防止するための 措置の状況により安全上支障がないと認めて許可し た場合においては、この限りでない。

(災害危険区域内における建築の制限)

る建築物を建築してはならない。ただし、知事が建 築物の構造若しくは敷地の状況又は災害を防止する ための措置の状況により安全上支障がないと認めて 許可した場合においては、この限りでない。

第17条 第3条、第4条、第6条、第7条第1項、第|第17条 第3条、第4条、第6条、第7条第1項、第 8条又は第9条の規定に違反した場合における当該 建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工 し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合 においては、当該建築物の工事施工者)は、50万円 以下の罰金に処する。

2 略

別表第3(第13条関係)

٠.								
	事務			金	額			
	1 法第6条第	ア	ア	床面積の	1件につき			
	1項(法第87	の		合計が30	5,000円			
	条第1項にお	項	1	平方メー				
	いて準用する	に	以	トル以内				
	場合を含	ょ	外	のもの				

8条又は第9条の規定に違反した場合における当該 建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工 し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合 においては、当該建築物の工事施工者)は、20万円 以下の罰金に処する。

2 略

別表第3(第13条関係)

事務	金	額
	床面積の合計が	
	30平方メートル	5,000円
条第1項にお	以内のもの	
	床面積の合計が	
場合を含	30平方メートル	9,000円

れ え、100	む。) の規定	IJ	の	床面積の	1件につき	む。) の規定	を超え、
たい	に基づく建築	算	部	合計が30	9,000円	に基づく建築	方メート
れた 額 と イ の のもの	物の確認	定	分	平方メー		物の確認	のもの
た 額 と イの のもの		さ		トルを超			床面積の
日報 トル以内 のもの 1件につき 合計が 14,000円 100円 200平方 200円 200平方 200円 200平方 200円 200円 200円 200円 200円 200円 200円 200		n		え、100			100平方
とイののもの		た		平方メー			ルを超え
(額		トル以内			平方メー
の		ح		のもの			内のもの
項に メートル を超え、 200平方 メートル を超え、 200平方		1		床面積の	1件につき		床面積の
に より 200平方 2000平方 2000平ក 2000		の		合 計 が	14,000円		200平方
よ を超え、 200平方 内のもの		項		100平方			ルを超え
1		に		メートル			平方メー
第 メートル 以内のも の		ょ		を超え、			内のもの
定 以内のも の		IJ		200平方			床面積の
された		算		メートル			500平方
れ 床面積の 1件につき 19,000円 トル以内		定		以内のも			ルを超
た 合計が 200平方の メートルを超え、計 500平方 メートル を超え、計 500平方 メートル 以内のもの		さ		o O			1,000平
額 200平方		れ		床面積の	1件につき		トル以内
の合 メートルを記え、500平方額 メートル以内 床面積の 以内のも の		た		合 計 が	19,000円		床面積の
合を超え、 500平方 額 メートル (以内のも 		額		200平方			1,000平
計 500平方		の		メートル			トルをお
額 メートル (以内のも 法 の		合		を超え、			2,000平
(以内のも の		計		500平方			トル以内
法 の トルを記しためののできます。 87 合計が34,000円 トル以内 床面積の たっしりののですが、 たっしりののですが、 たっしりのですが、 たっしりですが、 たっしりのですが、 たっしりで		額		メートル			床面積の
第 床面積の 1件につき 34,000円 500平方 500平方 第 メートル 10,000平 10,000		(以内のも			2,000平
87 合計が 34,000円 FN以内 R面積の 10,000平		法		の			トルをお
条 500平方 第 メートル 1 を超え、 項 1,000平 に 方メート お ル以内の 下面積の 1件につき 本 合計が 1,000平 の 方メート の 素 ル以内の		第		床面積の	1件につき		10,000平
第 メートル を超え、 項 1,000平 トルを記 50,000平 に 方メート お ル以内の に 1 件につき		87		合 計 が	34,000円		トル以内
1 を超え、 項 1,000平 に 方メート か ル以内の もの 1件につき き 合計が 48,000円 1,000平 す 方メート る ル を 超 法 え 、 第 2,000平 6 方メート 条 ル以内の		条		500平方			床面積の
項 1,000平		第		メートル			10,000平
に 方メート ル以内の		1		を超え、			トルをお
お ル以内の もの		項		1,000平			50,000平
い もの		に		方メート			トル以内
て 床面積の 1件につき 準 合計が 48,000円 の 用 1,000平 す 方メート る え、、 第 2,000平 6 カメート 条 ル以内の				ル以内の			床面積の
準 合計が 48,000円 用 1,000平 す 方メート る ル を 超 法 え 、 第 2,000平 6 方メート 条 ル以内の		11					
用 1,000平 す 方メート る ル を 超 法 え 、 第 2,000平 6 方メート 条 ル以内の							トルを超
す 方メート る ル を 超 法 え 、 第 2,000平 6 方メート 条 ル以内の					48,000円		の
る ル を 超 法 え 、 第 2,000平 6 方メート 条 ル以内の							
法 え 、 第 2,000平 6 方メート 条 ル以内の							
第 2,000平 6 方メート 条 ル以内の							
6 方メート 条 ル以内の							
条 ル以内の							
第 もの							
		第		もの			

Ē	を超え、100平	
危	方メートル以内	
	のもの	
	床面積の合計が	1件につき
	100平方メート	14,000円
	ルを超え、200	
	平方メートル以	
	内のもの	
	床面積の合計が	 1件につき
		19,000円
	ルを超え、500	,
	平方メートル以	
	内のもの	
	床面積の合計が	1件につき
	500平方メート	34,000円
	ルを超え、	34,000[]
	ル を 超 え 、 1,000平方メー	
	トル以内のもの	
	床面積の合計が	1件につき
		_
	1,000平方メー	48,000円
	トルを超え、	
	2,000平方メー	
	トル以内のもの	1 /# I= 0 ±
	床面積の合計が	1件につき
	2,000平方メー	140,000円
	トルを超え、	
	10,000平方メー	
	トル以内のもの	4 /4 /
	休面槓の合計か	1件につき
		240,000円
	トルを超え、	
	50,000平方メー	
	トル以内のもの	
	床面積の合計が	1件につき
	50,000平方メー	460,000円
	トルを超えるも	
	の	

1 項の規定に基づく場合にあっては、アの項により算定された額) 1 項の規定に基づく場合にあっては、アの項により算定された額)				
の規定に基づく場合にあっては、アの項により算定された額) 2,000平ト超、平トの	1		床面積の	1件につき
規定に基づく場合にあっては、アの頃により算定された額) 大超、平	項		合 計 が	140,000円
定に基づく場合にあっては、アの頃により算定された額) 10,000円 10方ルも 床合10,000円 10方ルも 床合10,000円 10方ルも 床合10,000円 10方ルも 床合10,000円 10方ルも 床合10,000円 11方ルを 1000円 11方ルを 1000円	စ		2,000平	
に基づく場合にあっては、アの頃により算定された額) 10,000円 10方ルも	規		方メート	
基づく場合にあっては、アの頃により算定された額) 10,000円	定		ルを超	
つく場合にあっては、アの頃により算定された額)	に		え、	
く場合にあっては、アの頃により算定された額) ルも床合いののでかでト超、でいるのでがでいるのでがでいるのでがでいた。 1 件にの円 た合いのできるのでは、アの頃により算定された額) 1 件にの円 かがでいたをできるのでは、できるのできるのでは、できるのできるのでは、できるのできるのでは、できるのできるのでは、できるのできるのでは、できるのできるのでは、できるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるの	基		10,000平	
場合にあっては、アの頃により算定された額) - 本の	ブ		方メート	
合にあっては、アの頃により算定された額) 「株合10,000円 100円 240,000円 100円 240,000円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100	<		ル以内の	
にあっては、アの頃により算定された額) 合10,000円 合10,000円 合10,000円 合10,000円 合10,000円 内201,000円 (本)ののが平上えののが平上えののが平上えののが平上れる床合1,方ルも床合1,方ルも床合1,方ルえ2,方ルも床合1,方ルも床合1,方ルも床合1,方ルも床合1,方ルも床合1,方ルも床合1,方ルも床合1,方ルも床合1,方ルも床合1,方ルも床合1,方ルも床合1,方ルも床合1,方ルも床合1,000円	場		もの	
あっては、アの頃により算定された額) 10,000平 ト超、平トの	合		床面積の	1件につき
っては、アの頃により算定された額) 方ルえ50,000ートの	に		合 計 が	240,000円
ては、アの頃により算定された額) ルえ50,000平トの (本)ののでよりのでは、アの頃により算定された額) かま50,000平トのでは、アの頃により算定された額) (本)ののでは、アの頃により算定された額) (本)ののでは、アの頃により算定された額) (本)ののでは、アの頃により算定された額) (本)ののでは、アの頃により算定された額) (本)ののでは、アの頃により算定された額) (本)ののでは、アの頃により算定された額) (本)ののでは、アの頃により算定された額) (本)ののでは、アの頃により算定された額) (本)ののでは、アの頃により算定された額) (本)ののでは、アの頃により算定された額) (本)ののでは、アの頃により算定された額) (本)ののでは、アの頃により算定された額) (本)ののでは、アの頃により算定された額) (本)ののでは、アの頃により算定された額) (本)ののでは、アの頃により算定された額) (本)ののでは、アの頃により算定された額) (本)ののでは、アの頃により算定された額) (本)ののでは、アの頃により算定された額) (本)ののでは、アの頃により算適合性判では、アの頃には、アの時には、アのりには、アの時	あ		10,000平	
は、アの頃により算定された額) 1	כ		方メート	
、アの頃により算定された額) 50,000平 方ルも面計ののが平り るにより算定された額) 1件につつ円 1件につつ円 1件につつ円 1位ののが平り 1をもののが平りのでは、1のののでででででででででである。 1のののがででででででででである。 1をは、第6条第5項の構造計算適合性判ののでででででででである。 1をは、1ののででである。 1をは、1ののででである。 1をは、1ののででである。 1をは、1ののででである。 1をは、1ののででである。 1をは、1ののでででできる。 1をは、1ののででできる。 1をは、1ののででできる。 1をは、1ののででできる。 1をは、1ののででできる。 1をは、1ののででできる。 1をは、1ののででできる。 1をは、1ののででできる。 1をは、1ののででできる。 1をは、1ののででできる。 1をは、1ののででできる。 1をは、1ののででできる。 1をは、1ののででできる。 1をは、1ののででできる。 1ののでできる。 1ののででできる。 1ののでできる。 1のでできる。 1のでできる。 1のできる。 1のでできる。	τ		ルを超	
アの頃により算定された額) 1件につつ円 き 460,000円	は		え、	
の項により算定された額) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,		50,000平	
項により算定された額)	ア		方メート	
により算定された額) (により算定された額) (市合の)の00円 (市合の)の00円 (市合の)の00円 (市合の)の00円 (市合の)が平りためのでは、第6条第5項の構造計算の内が平りためのでは、下合ののが平りためのでは、下合ののでは、下台のでは、下	စ		ル以内の	
より 第定された額) 合う,000円 方がある 方がをもの 不合前がができる 大合前がができる イ 法第6条第5項の 1棟につつ円 1,000円 1,000円 1棟につつ円 1,000円 1棟につつ円 1棟につつ円 1棟につつ円 1棟につつ円 1枚につつ円 1枚にのの 1枚にの 1枚にの 1枚にの 1枚にの 1枚にの 1000円 1枚にの 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	項		もの	
り 第定された額) 50,000平 方ルを起の イ 法第の 1棟につつ円 301,000円 1棟につつ円 1,000円 1棟につつ円 1,000円 1棟につつ円 1,000円 1,000円 1方ルえを、ののートの 1,000円 1方ルえを、ののートの 1方ルえを、ののートの 1枚にこつの円 1大かいるのでがでいる。 1大かいるのでででののでがいる。 1大かいるのでででいる。 1株にこの円 1大かいるのでででいる。 1株にこの円 1株にこの円 1株にこの円 1株にこの円 1株にこののでがいる。 1株にこののでがいる。 1株にこののでででいる。 1株にこののでででいる。 1株にこののでででいる。 1株にこののでででいる。 1株にこののでででいる。 1株にこののでででいる。 1株にこののでででいる。 1株にこののでででいる。 1株にこののでででいる。 1株にこののでででいる。 1株にこののでででいる。 1株にこののでででいる。 1株にこののでででいる。 1株にこののででできた。 1株にこののででできた。 1株にこののででできた。 1株にこののででできた。 1株にこののででできた。 1株にこののででできた。 1株にこののででできた。 1株にこののででできた。 1株にこのでのでできた。 1株にこのでのでできた。 1株にこのでのでできた。 1株にこのでのでできた。 1株にこのでのでできた。 1株にこのでのでできた。 1株にこのでのできた。 1株にこのでのでできた。 1は、このでのでできた。 1は、このでのできた。 1は、このでのできた。 1は、このでのでできた。 1は、このでのでできた。 1は、このでのでできた。 1は、このでのでできた。 1は、このでのでできた。 1は、このでのでできた。 1は、このでのできた。 1は、このでのでできた。 1は、このでのでできた。 1は、このででできた。 1は、このででできた。 1は、このででできた。 1は、このででできた。 1は、このででできた。 1は、このでできた。 1は	に		床面積の	1件につき
算定された額) 方メート ルをもの 末面積の 1棟につつき 1,000円 1,000円 1,5ルの 末合1,5ルの 1棟につつき 1,5ルの 1棟につつき 1,5ルの 1棟につつき 1,000円 1,00	ょ		合 計 が	460,000円
定された額) 1棟につき 201,000円 1 棟につき 201,000円 1 棟につき 1,000円 1 様につき 1,000円 5 5 項の積が 264,000円 5 1,000円 超 方ルえを スののート 超 5 1,000円 超 5 1,000円 超 5 1,000円	IJ		50,000平	
され	算		方メート	
れ			ルを超え	
た額 が 201,000円 1,000円 1,000円 1,000円 1,000円 5 次ート 6 米 市面積の 1棟につき 264,000円 項の方メート 構造計 2,000平 方メート 適合 1,000平 1 棟につき カル を で が が 2,000平 1 様につき か ルカの もの 下面積の 1棟につき 水 下面積が 301,000円	ż		るもの	
額 法 1,000平 方メート 6 ルリ内の もの 床合 計が 264,000円 1,000平 方メート 1,000平 方ルえを 1,000平 方ルえを 2,000平 方ルスト 適合 性別の 1棟につつき 1,000円 本を 1,000平 方ルスを 2,000平 方ルスの 下方いいの 大のの 下方いいの 大のの 大のの 下方いいの 大のの 大のの 大のの 大のの 大のの 大のの 大のの	れ	イ		
第 方メート 6 ル以内の 条 地の 第 床面積の 1棟につき 5 合計が 264,000円 項 1,000平の方メート構造 ストルを超 さいます。 お 2,000平方メート適と 市 次 トートの もの 株面積の 1棟につき カ 301,000円	た		合計が	201,000円
6 ル以内の まの 床面積の 1棟につき 5 合計 が 264,000円 項 1,000平 の 方メート 構 え 、 計 2,000平 方メート 適 と 、 計 2,000平 方メート 適 1棟につき ル ス のの平 方メート 適 301,000円			1,000平	
条 もの 床面積の 1棟につき 5 合計が 264,000円 項 1,000平 の 方メート 構 え 、 計 2,000平 方メート 適 と で が 301,000円)			
第 床面積の 1棟につき 5 合計 が 264,000円 項 1,000平の 方メート 構 え に 2,000平 方メート 適 と 1,000平 方メート 適 ト に 面積の 1棟につき 大 に 面積の 1棟につき 割 が 301,000円				
5 合計が 264,000円 項 1,000平 の 方メート 構 ル を 超 造 え 、 計 2,000平 育メート 適 ル以内の 合 もの 性 床面積の 1棟につき 判 合計が 301,000円		_		
項 1,000平 の 方メート 構 ル を 超 造 え 、 計 2,000平 育メート 適 ル以内の 合 もの 性 床面積の 1棟につき 判 合 計 が 301,000円				
の 方メート 構 ル を 超 造 え 、 計 2,000平 第 方メート 適 ル以内の 合 もの 性 床面積の 1棟につき 判 合 計 が 301,000円				264,000円
構 ル を 超				
造 え 、 計 2,000平 算 方メート 適 ル以内の 合 もの 性 床面積の 1棟につき 判 合 計 が 301,000円				
計 2,000平 第 方メート 適 ル以内の 合 もの 性 床面積の 1 棟につき 判 合 計 が 301,000円				
算 方メート 適 ル以内の 合 もの 性 床面積の 1 棟につき 判 合 計 が 301,000円				
適 ル以内の 合 もの 性 床面積の 1 棟につき 判 合 計 が 301,000円				
合 もの 性 床面積の 1 棟につき 判 合 計 が 301,000円				
性 床面積の 1 棟につき 円 合 計 が 301,000円				
判合計が301,000円				
定 2,000平				301,000円
		定	2,000平	

1	に 方メ	- k l	1 1	ı	ı	I
	係ルる					
	ふんる					
	部 10,0					
	分方人					
		内の				
	もの					
		i積の 1 棟に1				
		計が 396,000	門			
		000平				
		·- ト				
		を超				
	え	`				
	50,0	000平				
	方メ	·- ト				
	ル以	.内の				
	もの)				
	床面	i積の 1 棟に1	つき			
	合 診	計が 718,000	円			
	50,0	000平				
	方メ	. - ト				
	ルを	超え				
	るも	.o				
1の2 法第6	床面積の合	:計が 1棟に1	つき			
条第5項、第	1,000平方	メー 201,000	円			
6条の2第3	トル以内の	もの				
項又は第18条	床面積の合	:計が 1棟に1	つき			
第4項の規定	1,000平方	メー 264,000	円			
に基づく構造	トルを超	え、				
計算適合性判	2,000平方	メー				
定(法第6条						
第1項の規定) き			
により県の建						
築主事に確認						
の申請のあっ						
た建築物に係						
るものを除			つき			
<。)		メー 396,000				
	トルを超					
	50,000平方	メー				
	トル以内の					
		計が 1棟に	Oき			
	50,000平方	メー 718,000	円			
	トルを超え					
	の					
	の					

2 及び 3 略			1 1	2 及び 3 略	
4 法第7条第	略			4 法第7条第	略
4項の規定に				4項の規定に	·· ··
基づく建築物				基づく建築物	
の検査(法第				の検査	
7条の3第1				O IX E	
項に規定する					
特定工程(以					
下「特定工					
程 」とい					
<u>う。) を含む</u>					
<u>工事を完了し</u>					
たときに行う					
<u>ものを除</u>					
<u>〈。)</u>	広西待の へきば	1 //- ロース・キー			
	床面積の合計が				
	30平方メートル	9,000円			
定に基づく建築物の検索		144-0-			
	床面積の合計が				
	30平方メートル	11,000円			
	を超え、100平				
	方メートル以内				
行うものに限					
る。)	床面積の合計が				
	100平方メート				
	ルを超え、200				
	平方メートル以				
	内のもの				
	床面積の合計が				
	200平方メート	21,000円			
	ルを超え、500				
	平方メートル以				
	内のもの				
	床面積の合計が	1件につき			
	500平方メート	35,000円			
	ルを超え、				
	1,000平方メー				
	トル以内のもの				
	床面積の合計が	1件につき			
	1,000平方メー	47,000円			
	トルを超え、				
	2,000平方メー				
	トル以内のもの				
	床面積の合計が	1件につき			
	2,000平方メー	110,000円			
•	•	<u>.</u>		i	'

I	トルを超え、]
	10,000平方メー	
	トル以内のもの	
	床面積の合計が	1件につき
	10,000平方メー	
	トルを超え、	,,
	50,000平方メー	
	トル以内のもの	
	床面積の合計が	1件につき
	50,000平方メー	
	トルを超えるも	,,
	<i>σ</i>	
5 及び 6 略		
6の2 法第7	床面積の合計が	1件につき
条の3第4項		
の規定に基づ		
く建築物の検		1件につき
查	30平方メートル	
_	を超え、100平	,
	方メートル以内	
	のもの	
	床面積の合計が	1件につき
	100平方メート	15,000円
	ルを超え、200	
	平方メートル以	
	内のもの	
	床面積の合計が	1件につき
	200平方メート	20,000円
	ルを超え、500	
	平方メートル以	
	内のもの	
	床面積の合計が	1件につき
	500平方メート	33,000円
	ルを超え、	
	1,000平方メー	
	トル以内のもの	
	床面積の合計が	1件につき
	1,000平方メー	45,000円
	トルを超え、	
	2,000平方メー	
	トル以内のもの	
	床面積の合計が	1件につき
	2,000平方メー	100,000円
	トルを超え、	
	10,000平方メー	

5 及び 6 略

トル以内のもの	
床面積の合計が	1件につき
10,000平方メー	160,000円
トルを超え、	
50,000平方メー	
トル以内のもの	
床面積の合計が	1件につき
50,000平方メー	330,000円
トルを超えるも	
の	
 ·	·

7~12 略

7~12 略		
13 法第48条第	1件につき	180,000円
1 項ただし		
書、第2項た		
だし書、第3		
項ただし書、		
第4項ただし		
書、第5項た		
だし書、第6		
項ただし書、		
第7項ただし		
書、第8項た		
だし書、第9		
項ただし書、		
第10項ただし		
書、第11項た		
だし書 <u>、第12</u>		
<u>項ただし書又</u>		
<u>は第13項ただ</u>		
<u>し書</u> (法第87		
条第2項若し		
くは第3項又		
は第88条第2		
項において準		
用する場合を		
含む。) の規		
定に基づく許		
可		
1/1~30 収		

14~38 略

備考

- 1 1の項<u>及び1の2の項</u>に規定する床面積の合計は、次に掲げる面積に基づき算定する。
 - (1)~(3) 略
- 2 <u>1 のイの項及び 1 の 2 の項の床面積の合計</u> は、 1 棟ごとの床面積の合計とする。

7~12 略		
13 法第48条第	1件につき	180,000円
1 項ただし		
書、第2項た		
だし書、第3		
項ただし書、		
第4項ただし		
書、第5項た		
だし書、第6		
項ただし書、		
第7項ただし		
書、第8項た		
だし書、第9		
項ただし書、		
第10項ただし		
書、第11項た		
だし書 <u>又は第</u>		
<u>12項ただし書</u>		
(法第87条第		
2 項若しくは		
第3項又は第		
88条第2項に		
おいて準用す		
る場合を含		
む。) の規定		
に基づく許可		
14~38 略		

備考

- 1 1の項に規定する床面積の合計は、次に掲げる面積に基づき算定する。
 - (1)~(3) 略

- 34の項、4の2の項及び6の2の項に規定するる床面積の合計は、備考1の(1)及び(2)に掲げる面積に基づき算定する。
- 2 4の項に規定する床面積の合計は、備考1の (1)及び(2)に掲げる面積に基づき算定する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、別表第3の改正中13の項に係る部分は、平成19年11月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項及び1の2の項の規定は、この条例の施行の日以後に改正法第1条の規定による改正後の建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「新基準法」という。)第6条第1項若しくは第6条の2第1項(これらの規定を新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は新基準法第18条第2項(新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物に係るものについて適用し、同日前にされた改正法第1条の規定による改正前の建築基準法(以下「旧基準法」という。)第6条第1項若しくは第6条の2第1項(これらの規定を旧基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は旧基準法第18条第2項(旧基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。